

誰一人取り残さないデジタルデバイス対策の実施

政策提言の要旨

- 誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備することが不可欠

1 本県の現状

- デジタル活用支援推進事業(総務省事業)の県内での実施状況
 - <全国展開型(携帯ショップでのシニア向けスマホ教室)>
 - ・ 高知市と隣接市(南国市・土佐市)の計3市のみ
 - <地域連携型>
 - ・ 県内34市町村のうち、21町村は携帯ショップがない
 - ・ うち1村(日高村)のみが国事業の採択を受けて、独自の取組(※)と合わせた事業を展開中

(※) 住民のスマホ普及率100%を目指す「村まるごとデジタル化事業」

2 課題

- 携帯ショップは市街地に集中しているため、特に中山間地域等の住民で移動手段を持たない高齢者等は、参加したくても参加できない。
- 「地域連携型」を活用したくても、小規模町村では、地域内に事業主体になり得る民間事業者やNPO等がない場合が多い。
- 講習会実施後、地域においてデジタル活用を定着させる必要がある。

3 国への提言内容

- ① 「全国展開型」の事業実施に当たっては、携帯ショップがない中山間地域等への出張開催(自治体側の費用負担なし)を可能とするなど、地域の実情を踏まえた、きめ細かな支援を実施すること
- ② 地域内で自律的に講習等が行われるよう、国による人材の養成や、地域発の取組(例えば、自治会や集落活動センターなど高齢者等に身近な場所で、スマホの操作や活用方法を教えることのできる人材の養成など)への支援を行うこと

